

## ○臨時的任用職員の健康保険の給付一覧

### ・概要

- (1) 社会保険の加入対象者は、1件の発令の任用期間が2か月を超えて採用される臨時的任用職員である。  
月数の数え方は翌月応答日をもって1月と数える
- (2) 社会保険に加入していた者のうち、1日ないし数日（10日以内）の間を空けて、同一の教育事務所域内で再び臨時的任用職員として採用された場合には、社会保険の被保険者資格を喪失させることなく継続される

### ・手続

事項	給付事項	手続先	手続内容
病気・けがをしたとき	療養の給付 (家族療養費)	医療機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 健康保険の被保険者が業務以外の事由により病気やけがをしたときは、被保険者証を保険医療機関へ提出することにより、必要な治療を受けることができる 医療機関の窓口において、診療費の3割に相当する一部負担金を支払うことになる</li> </ol> <p>※ 窓口に被保険者証を呈示</p>
	入院時食事費	医療機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 入院時の食事費用は、標準負担額を除いた部分が給付される 被扶養者については、家族療養費として給付される</li> </ol> <p>※ 窓口に被保険者証を呈示</p>
	特定療養費	医療機関	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 保険医療機関で選定療養（特別室への入院、金・合金等を使用した前歯治療）などを受けたときは、基礎的な部分が給付される 特定の大学病院などで高度先進医療を受けたときは、一般医療を共通する部分が給付される 被扶養者は上記の療養給付などと同じ一部負担の他に特別料金を払う 被扶養者については、家族療養費として給付される</li> </ol> <p>※ 窓口に被保険者証を呈示</p>
	訪問看護療養費 (家族訪問療養費)	訪問看護ステーション	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 在宅療養の末期がん患者や難病患者等が、訪問看護ステーションの訪問看護を受けたときは、その費用が訪問看護療養費として給付される 被保険者は3割、被扶養者は3割の基本料金を負担</li> </ol> <p>※ 被保険者証を提示するとともに医師が交付した「訪問看護指示書」を提出</p>
	療養費	協会けんぽ福島支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) やむを得ず被保険医にかかったり被保険者証を提示できないときや、国外で治療を受けた場合は、保険者が承認すれば、標準料金から一部負担相当額を除いた額が払い戻される 被扶養者については、家族療養費として給付される</li> </ol> <p>※ 「療養費支給申請書」を提出</p>
移送費 (家族移送費)	協会けんぽ福島支部	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 必要な医療を受けるために緊急に移送されたときは、保険者が認めた範囲の実費が払い戻される</li> </ol> <p>※ 「移送費支給申請書」に交通費の領収書と医師の意見を受けて提出</p>	

事項	給付事項	手続先	手 続 内 容
病気・けがをしたとき	高額療養費	協会けんぽ福島支部	(1) 1人あたり1か月の自己負担額が医療機関ごとに80,100円を超えたときは、超えた分が請求により払い戻される また、事前に申請することにより80,100円を超えた分について、社会保険事務所から直接医療機関へ支払われる制度がある  ※ 「高額療養費支給申請書」を提出
	傷病手当金		(1) 被保険者本人が療養のため仕事を4日以上休んで給料を受けられないときは、4日目から欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2が1年6か月の範囲で受けられる  ※ 「傷病手当金支給申請書」に給料支払の有無の事業主証明と医師の証明を受けて提出
出産をしたとき	家族出産育児一時金		(1) 被保険者本人、または、被扶養配偶者が妊娠4か月以上で分娩したときは、1児ごとに420,000円(産科医療保障制度に加入する医療機関等において出産した場合に限る。それ以外の場合は390,000円となる)の給付が受けられる 正常な出産のときは病気とみなされないため、定期健診や出産費用は自費扱いとなる 異常出産のときは、健康保険が適用となり、療養の給付が受けられる  ※ 「出産手当金支給申請書」に医師等又は市町村長の証明を受けて提出
	出産手当金		(1) 被保険者がお産で仕事を休み給料を受けられないときは分娩(予定)日以前42日(多胎妊娠は98日)から分娩日後56日までの期間、欠勤1日につき標準報酬日額の3分の2が受けられる  ※ 「出産手当金支給申請書」に医師等又は市町村長の証明を受けて提出
死亡したとき	家族埋葬料(費)	(1) 被保険者が死亡した場合は、5万円の範囲内で埋葬にかかった費用が支給される 被扶養者が死亡したときも同様  ※ 「埋葬料(費)・家族埋葬料支給申請書」に事業主等の証明を受けて提出	

※ 職員として引き続いた在職期間が6月以上ある場合は、下記の退職手当、12月以上の場合は退職手当・失業工者の退職手当の対象となる

事項	給付事項	手続先	手 続 内 容
退職したとき	退職手当	教育事務所 経由福利課	(1) 職員の給与に関する条例、福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例等の適用を受ける者で、6月以上勤務して退職した者に支給される  ※ 退職手当の受給申出書、履歴書(所属長の奥書証明が必要)、退職所得の受給に関する申告書、預金通帳の写しを提出
	失業者の退職手当	(ハローワーク) 公共職業安定所	(1) 退職後の一定期間失業状態で、かつ支給された退職手当額が雇用保険の失業給付相当額を下回るとき、請求によりその差額相当額のうち失業の認定を受けた日数分が支給される 失業の認定は、公共職業安定所へ行き、休職の申込みをしていることが前提  ※ 福利厚生事務の手引き「18 退職のとき (7)失業者の退職手当」を参照

※ 健康保険加入者のうち、その加入期間が継続して1年以上あるものに対して退職後一定期間受けられる給付がある